

海南島における住民虐殺と統治政策 — 「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図

齊 藤 日出治[†]

はじめに

1939年2月10日から1945年8月15日の敗戦まで、日本軍は海南島を軍事占領し、その間この島の資源・家畜・食糧の略奪、住民の強制労働、女性に対する性的暴行をくりかえした。とりわけ島の各地の村落を襲い、非戦闘員の住民を無差別に殺害するという残虐行為をおこなった。日本海軍の各部隊は、海南島各地の村で、乳幼児、こども、女性、高齢者をふくむ民間のひとびとを家に閉じ込めて焼き殺す、あるいは住民を並べさせて銃殺するなどの蛮行をおこなったのである。日本の政府と社会は、この事実を戦後65年が経過した今日にいたるまで黙殺し続けている。

この住民虐殺は、海南島占領中の特定の時期に偶発的におこなわれたものではない。それは占領時から日本軍が敗退するまでのすべての時期にわたっておこなわれている。本論文では、この住民虐殺が偶発的におこなわれたものではなく、日本軍の軍事戦略の一環として位置付けられていたものであったことを、『海南警備府戦時日誌』（以下は『戦時日誌』と略記）¹⁾の検討を通して明らかにしたい。海南島における当時の日本軍の軍事戦略は、「Y 作戦」²⁾と呼ばれた。この軍事作戦のうちには、本論で明らかにするように、日本の帝国主義と植民地支配の体制が凝縮されている。海南島における日本軍の「Y 作戦」の実態を解明するための資料が、防衛図書館に所蔵されている『戦時日誌』である。日本軍の占領

[†]大阪産業大学 経済学部 経済学科 教授

原稿受理日 7月14日

- 1) ここでとりあげる『海南警備府戦時日誌』は、1942年1月から1944年7月までの資料である。
- 2) 「陸海軍作戦名」によると、「Y 作戦」はアジア南方に向けて1939年以降展開された海軍の一連の軍事作戦名で、「Y 作戦の1」が1939年1月の海南島、「Y 作戦の2」が1943年4月のニューギニアの航空攻撃作戦、「Y 作戦の3」が1943年9月のインド洋方面（チモール、ジャワ、スマトラ、ベンガル湾）で展開された軍事作戦、「Y 作戦の4」が1944年6月のサイパン奪回作戦、とされている。詳細は不明であるにしても、海南島の「Y 作戦」がこの島だけの孤立した作戦ではなく、海軍の南方に向けた軍事作戦の一環として位置付けられていたことはうたがいない。

統治の研究でこれまでほとんど検討されることのなかったこの『戦時日誌』の解明を通して、この軍事作戦から見えてくる日本のアジア侵略の構図を明らかにしたい、というのが本研究の主旨である（ただし、〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉と海南島近現代史研究会は、この『戦時日誌』の資料に当初から注目し分析を続けてきた）。

日本軍の海南島統治の実態については、わずかながら研究の蓄積はあるが³⁾、この統治下で行われた住民虐殺についての調査は、後述する〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉および海南島近現代史研究会の活動を除いては、ほとんど皆無といえる。それは加害者である日本軍兵士がこの事実について戦後一貫して沈黙をし続けてきたこと⁴⁾、日本軍の公文書に住民の殺害を明記する記述がないこと、などのためである。だがそれは住民虐殺がなかったことを意味するわけではない。この実態を知るためのほとんど唯一の手掛かりは、直接被害住民から聞き取ることである。文書史料に依存する日本の歴史研究は、この聞き取り作業を怠ることによって、住民虐殺の実態に迫ることができなかった。〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉⁵⁾（1997年発足）と海南島近現代史研究会（2008年発足）は、これまで10数回にわたって海南島における聞き取り作業に取り組んできた。文書史料が不在の場合、事実究明の方法として、オーラルヒストリーがとりわけ重要となる⁶⁾。この聞き取りと公文書とを突き合わせることによって、はじめて実態の究明を進めることができる。本報告は、この聞き取り作業による被害の実態調査を踏まえて、日本の戦争犯罪と植民地責任⁷⁾を究明することを課題としている。

3) 海南島の統治政策の研究としては、太田弘毅 [1982], [1983], 小池聖一 [1995], 相澤淳 [1999], [2000], 水野明 [2001] [2002] 等が、また『戦時日誌』を用いた日本軍の軍事作戦の分析としては藤原彰 [1999] がある。

4) 加害者である海南海軍警備府の元兵士たちが口をつぐんでいるために、〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉および海南島近現代史研究会はいまだ加害者からの聞き取りに成功していない。この会のメンバーが海南島で1942年に軍事施設建設の仕事を担当していた元海軍関係者の自宅を神戸に訪ねたとき、本人は海南島にいたことは認めたものの、「何も知らない」と言って面会を拒んだ。『三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者（李基允・裴相度）の追悼碑を建立する会『会報』（2001年、第34号）参照

5) 〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉は、三重県紀和町（現熊野市）にあった紀州鉾山でアジア太平洋戦争を前後して敗戦まで1000人を超える朝鮮人が就労させられていた事実について調査する目的で、1997年に結成された。この会は紀州鉾山の朝鮮人労働者の強制労働の実態調査にとりくむと同時に、鉾山を経営していた石原産業が1920年代からアジア南方に進出し、鉾山開発や海運事業にとりくんでいたことについても調査を開始した。そして1939年に日本軍が海南島を軍事占領すると同時に、石原産業が海南島の田独鉾山の開発にも着手したことを知り、田独鉾山における強制労働の実態調査をおこなうために海南島を訪問したが、この調査の過程で日本軍が占領中におこなった住民の虐殺について多くの聞き取りをすることができた。

さらに、この聞き取りの調査活動を踏まえて、海南島における日本の戦争犯罪を本格的に究明する組織として、2008年に海南島近現代史研究会を発足させた。

一 日本軍による住民虐殺

〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉は、1998年より海南島における住民虐殺について聞き取り調査をおこない、その調査をもとに写真集『日本の海南島侵略と抗日反日闘争』[2007]を作成した。日本軍によるいわゆる「三光作戦」については、海南省の政協文史資料委員会、あるいは政治協商会議が編纂した『文史資料』に日本軍による村民の虐殺について記載されており、貴重な参考資料となるが、これらの文書は殺害の状況や殺害された人数について不正確であり、事実を究明するためには、被害者からの直接の聞き取り作業が不可欠である。だがこれまで海南島における日本軍の行動について、被害者から直接に聞き取りをするという取り組みはほとんどなされてこなかった。〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉の聞き取りは、日本軍から被害を受けた村民およびその家族から直接におこなわれた。また襲撃を受けた村には、殺害された死者を追悼する碑石が建てられ、そこには一人ひとりの氏名が刻まれていることも確認できた。

だが『戦時日誌』を見ても、このような村落の襲撃や民間非戦闘員の殺害の事実について直接に読み取ることはできない。『戦時日誌』は意図的にこの事実を隠ぺいしたものと思われる。そこには日々の各部隊の戦闘行動が記録されているが、そこに記録されている

6) 文書資料で住民虐殺についての記述がほとんど見られないとき、口述による聞き取りがいかに重要であるかについては、佐藤正人[2008]を参照されたい。

日本人がアジアで犯した侵略の行為について、日本軍兵士がその加害責任を自己認識し告白したほとんど唯一の事例は、中国の山西省太原、遼寧省撫順の戦犯管理所に収容された日本軍人である（岡部牧夫ほか編[2010]を参照）。これらの元日本軍人たちは、無抵抗な兵士、捕虜、民間人、高齢者及び幼児を無差別に殺害し女性を強姦した自らの行為を「供述書」で告白し、これらの行為を被害者の立場に立って内省し、その罪を認めるにいたった。またこのような告白と、それを裏付ける被害者の証言によって、侵略犯罪の事実が明るみに出る。ただし、このような認罪の行為は、彼らが日本に戻っても、日本の社会に受け入れられることはなかった。逆に彼らの認罪は、中国政府の「洗脳」のなせる技として、日本社会で無視され抹殺された。日本に帰還した元軍人は「中国帰還者連絡会」を結成し、反戦平和と日中友好を掲げて運動した。かれらが日本社会から排除されたことは、日本の国家と社会が戦争責任と植民地責任を果たすチャンスを放棄したことを意味する。

これに対して、海南島においては、日本軍兵士が戦後みずからの加害行為を黙して語らず、そのために、海南島における戦争犯罪の実態が日本の社会ではまったく黙殺された。本研究が課題とするのは、海南島における日本軍の侵略犯罪を確認することと同時に、この実態を無視し続けた日本社会の歴史認識を問い直すことである。

7) 岡部牧夫ほか編[2010]は、撫順と太原の戦犯管理所の調査が、個々の戦争犯罪だけでなく、「満州国」における日本の植民地支配そのものを重要視している（同書12頁）たことに着目している。日本は公式には海南島を植民地統治したわけではない。だが海南島における日本軍の軍事作戦は、事実上植民地統治に匹敵する統治政策を随伴していた。日本による侵略犯罪はこの統治政策と密接不可分であり、その意味で海南島においても、個々の戦争犯罪だけでなく、植民地責任が問われることは言うまでもない。

のは、抗日軍との戦闘で殺害した人数、奪った銃や物資だけである。ただし、この殺害者の数の中に非戦闘員を殺害した数がふくまれている可能性はある。そのため、〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉が調べた村民虐殺の事件を時系列に並べ、その月の『戦時日誌』で記されている日本軍による「死体遺棄者」の数（「海南部隊戦果並ニ我方損害一覧」(0507 [以下、『戦時日誌』に関する引用については、日誌に付された通し番号を記載する])を併記してみることにした。それがつぎの表である。

期日	村民虐殺	『戦時日誌』の「死体遺棄者」数	
1939年	4月17日	后石村 日本軍が襲撃し多くの村人を殺害	42名 (0507)
	6月21日	瓊海市潭門鎮 日本海軍陸戦隊が襲撃	168名 (0507)
1940年	11月28日	万寧市東澳鎮豊丁村 日本軍が襲撃し、42名を殺害	183名 (0507)
1941年	4月12日	文昌市重興鎮排田村に佐八部隊が侵入、こどもをふくむ88名を殺害	442名 (0507)
	4月13日	白石嶺村の村民40名を殺害	
	4月14日	昌文村の老人、乳児を含む107名を殺害 賜第村の16名を殺害（3日間で241名を殺害）	
	5月13日	瓊海市の九曲江郷 波鰲村、上嶺園村上辺嶺村を襲撃	884名 (0507)
	5月19日	ふたたび上辺嶺村を襲撃、村人を一軒の家に閉じ込め焼き殺した	
	6月11日	瓊海市参古郷上坡村を佐八部隊が襲撃し、幼児や老人を含む村民を一軒の家に閉じ込めて焼き殺した。	1059名 (0507)
	6月24日	瓊海市北岸郷、北岸村、大洋村を襲撃、499名を殺害	
	6月28日	瓊海市烟塘鎮大溝村を佐世保特別陸戦隊が襲撃、38名を殺害	
	8月25日	定安県黄竹鎮大河村（79名）、后田村（23名）、牛耕坡村（3名）、周公村（4名）計109名を佐世保特別陸戦隊が襲撃し、殺害	1973名 (0507)
1942年	3月1日	文昌市抱羅鎮石馬村を15警備隊が襲撃、家を焼き、村民を殺害。（『戦時日誌』には、3月1日に舞一特が「大朗村、梁砂を討伐」とある）	318名 (0078)
	3月20日	瓊海市烟塘鎮書田村で日本軍が17名を連行し殺害、もどらない家族を探しに行った両親、兄弟20名以上を殺害 （『戦時日誌』には、「佐世保陸戦隊が南面嶺、六朝園、蒙養大山方面討伐」とある）	
	4月7日 農暦	上雲村31名を殺害	522名 (0332)

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

1942年	11月1日	南陽地域の18の自然村（古くからある村）が廃墟に	
	11月13日	老王村を襲撃	
1943年	8月18日	儋州市長坡鎮呉村を舞鶴鎮守府第一特別陸戦隊が襲撃，多くの村人を殺害	
1944年	6月	南橋鎮田公村を40名ほどの日本兵が襲撃し，9名の村人を殺害	
1945年	4月12日	瓊海市九曲江郷の九村を襲撃し，多くの村民を殺害	
	5月2日	万寧市石城鎮月塘村 日本軍が進入し，189名殺害	
	5月22日	横4部隊が高園村を襲撃，5人を殺害	
	7月30日	文昌市羅豆郷秀田村を15警備隊が襲撃し，140名を民家に閉じ込めて生きたまま焼き殺す。	

上記の時期以外における『戦時日誌』の「遺棄死体，射刺殺」の合計数は以下のようになる。

年	月	「遺棄死体」，「射刺殺」	通し番号
1943年	5月	541名	0917
	6月	775名	1345
	8月	444名	1639
	9月	385名	2003
	10月	793名	0155
	11月	883名	0561
1944年	4月	303名	1675

以上の整理によって明らかになるように，村民の虐殺が多い時期には，『戦時日誌』に記されている月ごとの「死体遺棄者」数も多い。『戦時日誌』が作成した一覧表では，1939年2月から1942年7月における3年半のあいだの「死体遺棄者」総数は，24387名とされている。とくに「死体遺棄者」が多い月をあげると，1941年3月の3962名，6月の1059名，8月の1973名である。〈紀州鉦山の真実を明らかにする会〉が調べた村民虐殺も，1941年の件数が最も多い。判明した限りで最大規模の虐殺は，1942年の6月に行われた北岸村，大洋村の襲撃で，499名が殺害されている。当村では，この殺害の犠牲者を悼む追悼碑（「五百人碑」と呼ばれている）が建立されている。

さらに注目すべきことは，1945年の4月から7月にいたる時期に村民の虐殺がおこなわれている，ということである。すでに沖縄戦や日本本土の空襲がおこなわれ，日本の敗戦が明白になった時点においてなお，海南島の日本軍は非武装の村を襲撃し，民間人の無差別

の殺害をくりかえしていたのである。

45年7月30日に文昌市羅豆郷秀田村で第15警備隊の所属部隊に襲われた陳明宏さん(1928年生)は、その時の様子をつぎのように語っている。

「逃げて、午後一時くらいに村にもどった。家がみんな焼かれていた。たくさんの焼け焦げた遺体が重なっていた。炭のようにになっている遺体もあった。ある人は水桶の中に、ある人は窓のはしをつかんで、逃げだそうとする姿で死んでいた。」(紀州鉾山の真実を明らかにする会編 [2007] 8頁)

『戦時日誌』の「死体遺棄者」のなかに殺害された村民の数が含まれているか、あるいは村民の殺害数がふくまれておらず隠されているかにかかわらず、日本軍は6年半にわたる海南島占領下で「敵」との交戦とは別に、無抵抗で非武装の民間人を殺害し、村の家畜や食料を奪い、鉾山資源を略奪する行為を持続的、日常的におこなっていた。しかもこの行動は、のちに述べるように、正規の軍事作戦を逸脱した行動ではなく、軍事作戦に沿った行動であった。

二 日本軍の「Y作戦」 - 『戦時日誌』の解説

1 日本のアジア南方侵略と海南島の「Y作戦」

日本軍の「Y作戦」は、Y1からY9まで編成されており、年代順に見ると以下のごとくである。

《日本軍の「Y作戦」の軌跡》

1939年2月 - 11月	Y1作戦
1940年2月 - 4月	Y2作戦
1941年2月 - 3月	Y3作戦
1941年8月	Y4作戦
1941年11月 - 1942年1月	Y5作戦
1942年6月	Y6作戦
1942年11月 - 1943年6月	Y7作戦
1943年12月 - 1年間断続的に	Y8作戦
1944年12月	Y9作戦

この「Y作戦」がいかにおこなわれ、どのようなものであったのかについて、『戦時日誌』を検討してみたい。

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

2 『戦時日誌』の構成

『戦時日誌』は、毎月1日から月末までの日誌が1カ月単位でまとめられており、以下のよう構成をとっている。

- イ 「一般情勢」
- ロ 「敵の情勢－島外情勢と島内情勢」
- ハ 「任務，編成，配備」
- ニ 「作戦指導」
- ホ 「作戦経過概要」
- ヘ 「戦備 島内，島外，防備計画」
- ト 「政策事項」（一）「根本方針」（二）「実施要領」

「一般情勢」から始めて、「政策事項」の提示で終るワンセットの記述が、月ごとにまとめて作成されている。

具体的な事例を挙げてみたい。

たとえば1942年1月の『戦時日誌』では、「一般情勢」として次のようなことが書かれている。

「大東亜戦争ハ不敗ノ戦略的態勢ヲ完整シ南方諸域ニ於ケル友軍ノ戦果拡充ニ伴ヒ本島ハ其ノ中継基地並ニ戦要資源供給源トシテ繁忙且重要ナル使命ヲ担当スル事トナレリ」(0828)

このような「一般情勢」の記述内容は、全期間を通して変わってはいない。海南島の軍事占領の目的が、アジアの南方進出の拠点作りにあること、戦争の継続のために戦略資源を確保することにある、という主旨が明確に謳われている。

続いて「敵軍情勢」についての記述があり、「島外」と「島内」に分けて、「敵軍情勢」が分析される。たとえば1942年1月の「島外」情勢には、潜水艦による輸送船や病院船の「襲撃」が警戒され、「島内」においては「Y作戦」の成果が出て、「敵」に「甚大ナル打撃ヲ興ヘ」（0829）たが、「共産軍ハ馮白駒ヲ中心ニ依然トシテソノ主力ハ樹徳頭以北ニ分散ソノ勢力約千輿我軍ノY五作戦実施中ハ・・北東部海岸近ク移動潜伏シアリシ」（0829－0830），といったことが記されている。この具体的な情勢の記述は月ごとに異なっているが、いずれもY作戦が「大東亜戦争」の主旨に沿って着実に実行され、その成果を挙げていることが強調されている。

「敵軍情勢」の記述には、「海南島敵勢力及分布状況一覧表」が作成され、横軸に「保安団」「遊撃隊」「共産軍」という「敵種別」が、縦軸に「第15警備隊」「第16警備隊」「佐世

保鎮守府第8特別陸戦隊」「舞鶴鎮守府第1特別陸戦隊」「横須賀鎮守府第4特別陸戦隊」という日本軍の部隊名が挙げられ、それぞれの部隊の占領地区ごとに「敵勢力」の人数が記載される。

ついで、「一般情勢」と「敵軍情勢」の分析を踏まえて、「作戦指導」が立てられる。ここでは作戦の課題として、「占領地区」においては、「海岸密輸地帯ノ封鎖強化」「占拠地区内ノ道路網整備」(0831)が挙げられ、「未占領地区」については、「航空部隊ニ依ル奥地敵策源地・・・ノ攻撃」「対敵道路網ノ整備」「連続討伐ノ励行」(0831)が挙げられる。とりわけ道路の整備が占領地区を拡大し、「敵」の根拠地を「せん滅する」ために不可欠の軍事作戦であることが強調されている。また「作戦指導」の課題として、「海外密輸地帯ノ封鎖強化」および「宣伝宣撫帰順工作ノ実施民心ノ安定」(0724)が挙げられている。島の外部からの「敵」の侵入を防ぐと同時に、封鎖状態にある島内の住民の信頼を獲得して、治安を強化しようとする日本軍の作戦のねらいがここに表明されている。

注目すべきことは、この「作戦指導」には狭い意味での軍事作戦にとどまらない記述がみられることである。たとえば、1942年6月の日誌では、「作戦指導」に続く「戦備」として、「兵器弾薬燃料等ハ極力貯蔵ニ努メツツアリ」(0727)、「食料其ノ他自給自足対策」として「海南島ニ進出セル民間開発会社等ヲシテ極力米増産野菜ノ栽培其ノ他自給自足態勢ノ急速整備ニ努力セシメツツアリ」(0727)といった記述が見られる。この記述は、1942年6月、8月、9月、10月の『戦時日誌』の「作戦指導」の項目に共通してみられるものである。兵器・弾薬・燃料、さらには米・野菜の食料の確保が軍事作戦の重要な課題として掲げられていることが分かる。後述するように、日本軍は戦争遂行のためのロジスティックの体制を整備しないまま軍事占領を開始した。そのために、軍事作戦を継続するには、食糧・武器・弾薬・燃料を確保しつつ戦闘を継続するという作戦を余儀なくされた。『戦時日誌』の記述は、物流の確保を作戦の主要課題として掲げざるを得ない日本軍の状況が率直に語りだされている。

「作戦指導」に続いて、「作戦経過概要」が記される。この項目が『戦時日誌』では最も長い個所で、各月における日々の戦闘行為の報告、海南警備府の職員の数（「現員表」）、部隊兵力の部署、各部隊の分担区域、が記されている。

この「現員表」によると、海南海軍の職員数は、以下のとおりである。

1942年1月	9920名 (0860)
2月	11095名 (2109)
3月	10771名 (0028)
4月	10581名 (0279)

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

5月	10702名	(0526)
6月	22954名	(0733)
7月	22232名	(0915)
8月	21285名	(1368)
9月	20274名	(1913)
10月	20695名	(1904)
1943年5月	29871名	(0733)
9月	34208名	(1922)

この表からわかるように、1942年1月には1万人以下であった人員が、43年9月には3万人を超える規模にまで膨れ上がっている。

そして最後に、「政策事項」が挙げられる。「政策事項」は（一）「根本方針」と（二）「実施要項」に分けられ、「Y作戦」の遂行のためにいかなる政務処理が必要かという基本方針の提示と、それに沿った具体的な政策課題が掲げられる。そこでは、海南島の資源開発、土地制度、貨幣制度、教育制度、警察制度、移民制度など社会の統治に関する多様な課題が挙げられている。後述するように、海南島を軍事占領した日本軍は、狭義の軍事作戦ではなく、このような海南島の統治政策の方針を軍事作戦の一環として打ち出していたのである。

3 「Y作戦」と「政策事項」－軍事作戦と統治政策の不可分性

警備府は「政策事項」の「実施要領」を打ち出すに先だって、政策の基本方針を述べている。1942年9月には、「根本方針」としてつぎのような記述がみられる。

「海南島ニ於ケル政務処理ノ基調ハ之ガ攻略ノ目的ニ鑑ミ作戦討伐ノ遂行治安確保並ニ軍事基地建設ニ重点ヲ置クト共ニ帝国ノ海南島把握ニ必要ナル準備ヲ促進シ且戦時不可欠重要国防資源ノ急需ニ寄与スルヲ本旨ト」（1606）する。

政務処理の基調が、軍事作戦の遂行、治安の維持、軍事基地建設にあることを確認すると同時に、この作戦の遂行と国防資源の確保のために政務処理をおこなう、という主旨がここに表明されている。『戦時日誌』の冒頭の「一般情勢」で明示された「大東亜戦争の使命」を推進するための政策処理事項がここでも確認され指示されていることがわかる。

だがこのような「根本方針」を受けて提起される「実施要領」については、1942年時点ではまだ具体的なものではなかった。そこでは各種の制度がただ列挙されたにすぎなかった。たとえば42年10月の「実施要項」には次のような記述があるだけであった。

「根本方針ニ即シ目下主要実施事項ハ鉄鉱石開発藍業開発土地制度幣制制度教育制度警

察制度及移民制度水利動力対策等ニシテ軍民一致シ鋭意努力ヲ傾注シ着々成果ヲ収メツツアリ」(1898)

これに対して、1943年になると、これらの各種制度の具体的な政策課題が打ち出されている。

たとえば1943年5月に海南海軍特務部が実施した「主要政策処理事項」(0725)には、次のような項目があげられている。

「南洋興発株式会社及水垣食品工業公司ニ対スル進出企業ノ認許」

「映像事業ノ指導監督」

「海南新聞及海南迅報ノ合同並ニ之ガ毎日新聞社ヘノ委託経営」

「地方要員ノ素質向上ヲ図ル為ノ練成」

「開拓民用地処理要綱ニ基キ未測量地域ノ測量」

「瓊山地方地籍調査実習」

「日語小学校ノ増設決定」

「田独鉦山附近地帯ニ於ケル磁力探鉦法調査」

「石碌鉦山開発ニ関スル現地指導機関ノ確立」

「第二回米穀対策委員会ノ開催」

「水稻稻熱病対策」

「度量衡制度ノ確立」

「為替管理規定ノ制定」

「部外暗号指導統制」

「電気通信事業実施要綱ノ制定」

「伝染病院ノ業務開始」

「マラリア」「ペスト」防疫計画並ニ水質調査施行」

これらの課題を実施するにあたって、法令の制定も行われた。たとえば「地籍調査」を実施するために、1943年5月1日付で「海南島地籍調査規則」(1055-1064)が発令される。その第2条では、地籍調査とは「土地ノ所有者及其ノ境界ノ認定並ニ地籍ノ設定ニ関スル業務ヲ謂フ」と定義される。海南警備府が土地の所有権を定め、地籍を設定する業務に着手したことが分かる。第5条ではこの調査のために「治安維持会」を動員して調査活動を補助させるよう定めている。さらにこの規則の末尾には、土地の等級別に地価を記載した「土地等級表」(1065)までもが記載されている。

また同じ5月に「海南警備府情報部規程」(1066-1087)を制定し、海南島内外の情報お

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

よび「敵国軍」に関する情報の収集を行うと同時に、宣伝の任務を担う部隊を組織する活動にも取り組んでいる。

この「政策処理事項」はそれ以降毎月更新される。同じ事項がくりかえし掲げられるものもあれば、全く新たな事項が加わることもある。6, 8, 9, 10, 11月の政策処理事項を以下に引用しよう。

6月の「主要政策処理事項」（1188－89）

- 「本島及瓊崖臨時政府司法制度ノ現況並ニ之ガ改善ニ関スル調査」
- 「地籍調査実施ノ為地政局地方機構ノ整備要員配置ニ関スル準備」
- 「小学校及国民学校ノ指導」
- 「農林関係開発会社ノ指導」
- 「本島最初ノ日本開拓民家族ノ到着入植」
- 「石碌鉱山三〇〇屯計画ノ実施並ニ八所在勤鉱務官室ノ開設」
- 「第三次地下資源調査開始並ニ鉄石積込能率増強対策立案」
- 「海南煉瓦製作所ノ拡充」
- 「自動車取締ノ実施」
- 「阿片煙館ノ設立」
- 「国民貯蓄組合理程ノ制定」
- 「綿花病虫害検査」
- 「同人会機構ノ整備並ニ重点産業ニ対スル医療施設」
- 「島内医師ノ養成」
- 「医療資材ノ需給調節」
- 「(マラリア)防遏及「ペスト」等伝染病予防並ニ之ガ研究調査」

8月の「主要政策処理事項」（1560－1561）

- 「警備部隊及特務部支部互渉規程ノ研究」
- 「企業進出ノ審査」
- 「海南巡査補ノ配置並ニ海軍巡査ノ募集」
- 「派遣教員ノ台湾ニ於ケル講習会ニ参加」
- 「瓊崖臨時政府改組」
- 「連絡部ノ設置」
- 「鉄鉱石増送対策」

- 「牛角山島作業打切方針」
- 「地下資源調査」
- 「洪水観測開始指定水位ノ案画」
- 「戦時電報取扱ノ特例」
- 「航運統制」
- 「国民貯蓄組合結成」
- 「綿製品ノ配給計画実施」
- 「植物検査」
- 「地方地政係員ノ配置」
- 「一般医療施業並ニ重要産業ニ対スル医療施策」
- 「医師及医務員養成施策」
- 「民需薬品獲得ニ関スル施策」
- 「伝染病対策」
- 「海港検疫」
- 「マラリア」防遏」

9月の「主要政策処理事項」(1917-1919)

- 「海南島劳工協会ノ設立及同香港出張所の設置」
- 「技術工ノ養成」
- 「第四期海軍巡查(先発一八〇名)ノ養成」
- 「嘉積農業学校ノ開設準備」
- 「日本語教科書ノ編輯」
- 「セメント」工場(三亜)及煉瓦工場(八所)敷地設定」
- 「北尖島雲母鉞床調査」
- 「民需物資運送計画ノ決定」
- 「電気料金及北黎方面塩の収買価格ノ引上」
- 「酒類容器の回収要綱の決定及台湾期待酒類価格ノ改正並ニ軍人軍属用酒類ノ増強対策」
- 「藍業及煙草栽培ノ統制」
- 「貯蓄奨励及銅貨回収」
- 「海南島物価対策ノ制定ニ関スル計画」
- 「島内物資収買奨励」
- 「及稻枯病ノ予防対策」

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

「現地人医務員の養成」

「重要産業労務者食糧対策ノ実施」

「防空衛生施設ノ設置」

「「コレラワクチン」五百人分ノ配布」

「「マラリア」防遏ニ関スル懇談会及定期巡回診療ノ実施」

10月の「主要政策処理事項」（0034－0035）

「開発関係者ノ渡江手続ノ迅速化」

「第三期海軍巡査配属」

「嘉積農業学校ノ開設」

「海南島師範学校ノ生徒募集」

「司法制度調査」

「黎族及其ノ環境調査」

「政務調査」

「地政調査」

「青果物・豚及牛乳増産対策ノ樹立」

「鉄鉱石増産対策ノ樹立」

「「セメント」製造計画」

「虎門珠江ニ於ケル特種工作用トシテノ海南島塩移出」

「島内重要産業に対スル強制融資」

「「マラリア」防遏対策」

11月の「主要政策処理事項」（0432－0433）

「第四回海軍巡査ノ警察訓練所入所及第五回海軍巡査募集」

「海南師範学校卒業予定生徒ノ教育実習」

「定期刊行宣伝文書「サクラ」ノ発刊」

「開発会社土地処理実施要領ノ通牒及開発会社関係土地ノ基本的經濟調査ノ実施」

「土地測量ノ実施」

「台湾測夫ノ訓練実施」

「地籍調査中現勢調査ノ実施」

「全島の蓖麻栽培ノ奨励」

「鉄鋼対日増送対策」

「田独鉦山附近「ボーリング」調査」

「九所鉛鉦ノ試掘」

「原鉄株式会社ノ設立計画ノ立案」

「阿片自給対策ノ樹立」

「彩票ノ発行」

「海口ニ於ケル性病防止対策」

「医師増強対策」

「防疫処理」

「マラリア」防遏事務ノ処理」

政策課題は月ごとに変わる場合があるが、いずれにしても治安対策、軍事作戦、情報蒐集という直接に軍事上の課題から、産業開発、土地調査、教育、医療、移民、日本企業の受け入れなどの一般行政に関する課題に至るまで、広範な行政の活動のすべてが軍事作戦のうちに包括されている。

そしてこれらの広範囲にわたる政策課題を担うために、治安組織が編制されている。たとえば1943年9月には、「海南警備府警察隊編制並ニ配備要領」（2159-2167）が発令され、治安の確立及び維持を目的として、海軍警察官および巡査補からなる海南警備府警察隊を編成することが定められた（「命令施行期は11月1日以後とされている」）。そしてこの警察隊の任務として、下記のような事項が挙げられている。

イ「後方治安維持ニ関スル事項」。この事項には、「敵」、「不逞分子」の捜査、犯罪の予防、戸口調査、「港口及河口ニ於ケル出入船舶ノ臨検取締」「良民証ノ発給及取締」「警戒巡察」「物資物価取締」といった任務がふくまれている。

ロ「情報ノ蒐集ニ関スル事項」。ここには「敵情蒐集」だけでなく「一般民情及経済情報蒐集」「帰順工作」「密偵ノ指導監督」といった任務がふくまれる。

ハ「宣撫ニ関スル事項」。ここには「衛生防疫」「部落ノ清掃整頓」「宣撫物資ノ配給」「住民事係争関与」がふくまれる。

ニ「一般行政ニ関スル事項」。ここには、「保甲制度」の実行、「治安維持会」の編制指導、重要物資の開発と道路建設、都市市場の復興、市場や設営の取り締まりといった任務がふくまれる。

「警察隊」という組織が狭義の治安対策だけでなく、情報ノ収集、「治安維持会」や「保甲制度」を活用した島民の組織化と動員、さらには産業・商業の運営、資源の開発といった活動を担う組織となっていることがわかる。日本軍による海南島の統治政策が戦争と軍

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

事作戦の延長上に位置づけられ、警察隊という治安組織がこのような統治政策を推進する任務を負って組織されている。

今日でいえば、この「政策処理事項」で挙げられている課題は、政府で言うと内閣の各省庁における行政の仕事であり、地方自治体で言うと市町村の各部課の仕事である。この仕事を治安組織、軍事組織が軍事作戦の一環として担っているのである。

以上の各月の「政務処理事項」の課題の主要なものを整理してみると、以下のごとくである。

第1に、「治安維持」のための「治安維持会」の組織化、捕虜および現地住民の教育訓練である。「治安維持会」を組織して、現地の住民に「敵性分子」の摘発、犯罪の予防、戸口調査、船舶の取り締まり、島民証の発給の取り締まり、物資物価の取り締まりといった業務を担わせる。

さらに捕虜を訓練して治安組織に動員することまで行われた。1942年5月の『戦時日誌』には、元捕虜で釈放されたインド人を特別に訓練して、巡査の代用に使うための実施要項が記述されている。「機密海南部隊命令第23号」の「インド人特別教育訓練実施要項」(0625)がそれである。元捕虜のインド人300名に対して「大東亞戦争ノ意義ヲ了解セシメ倍々皇軍ニ協力スルノ気運ヲ醸成セシムルト共ニ巡査代用員タルノ素地ヲ涵養スル」ことを目的としてこの実施要領が策定された。また42年10月の『戦時日誌』には、現地で海軍巡査を募集したり、海軍巡査を警察訓練所に入所させ訓練する、といった方針が打ち出されている。

第2に、現地の住民の人的能力開発と育成。たとえば、1943年9月の「戦備指導」の項目には、「学生、練習生応召員及新兵ノ教育ニ関スル事項」(1915)として、「兵力」、「警察官、巡査補、通弁」を採用して「各隊戦力ノ最高度發揮ヲ計」ることがめざされる。島の住民を動員して、軍事的な戦力、あるいは「治安」のための戦力として活用しようとする方針がここからうかがえる（1915-1917）。

第3に、島全体の土地を管理するため、未測量地の土地測量、地籍調査を実施する。この調査の主要な狙いは、日本から受け入れる農業移民のための土地確保を図ることにあつた。

第4に、島内および台湾、朝鮮、中国大陸などからの労働力の動員体制の整備。

43年9月には「海南劳工協会ノ設立及香港出張所ノ設置」(1917)が「政策処理事項」として挙げられていた。この方針は42年10月31日付けで海南海軍特務部が作成した「三省連絡会議決議事項抄録」の末尾ですでにうち出されており、そこには産業開発にともなう労働力の急需に対応するための方策であることが明記されている。そして、島内で労働力を確保することが困難であるため、香港から1万5000人の「苦力」を移入するという方針が打ち出されている。同じ方針にもとづいて、朝鮮各地の刑務所から2000人以上の服役囚が

「朝鮮報国隊」として組織され海南島に派遣された。

第5に、度量衡制度の整備。島における物資・資源・製品・作物の共通の度量基準を策定して、物流の管理を効率化しようとする。

第6に、鉱山開発の推進のために、石碌・田独鉱山を中心とする鉄鉱石の増産計画を立て、地下の埋蔵資源を調査するための鉱床調査を実施する。

第7に、物価の統制と物資の配給管理体制の強化。

第8に、各種の農業政策。農林関係開発会社の設立、植物検査、稲枯病などの病虫害対策、農業学校の開設、米穀対策委員会の設置による米穀の管理などがそれである。

第9に、教育制度の整備。小学校・国民学校・日本語学校の開設、これらの学校に派遣する教師に対する講習会の開催、日本語教科書の編纂、師範学校の生徒募集など。

第10に、煉瓦およびセメントの製造。

第11に、阿片の栽培と管理。阿片の取り締まりだけでなく、阿片の製造・販売の管理権を民間の阿片業者から奪い取り、軍の財政的な基盤にしようとする意図で、この政策が実施された。

第12に、国民貯蓄組合の設立および貯蓄の奨励策。

第13に、日本企業の受け入れの認可制度の整備。

第14に、医療体制の整備。同人会の設立、マラリア・ペストなどの伝染病の予防対策、医療資材の需給調節、伝染病院の設立、医師の養成など。

第15に、電気通信事業の推進。

第16に、黎族などの先住民およびその環境調査。

第17に、住民に対する宣伝のための広報の整備。「定期刊行宣伝文書の発行」など。

第18に、保安林のような災害対策。1942年8月1日付けの「海南警備府法令第11号」では、「海南警備府保安林暫定取締規則」（1464）が定められ、特務部と開発会社が連携して、「水源涵養ノ為」「水害、風害防止ノ為」「土砂ノ崩壊、流出防止ノ為」「風致及厚生維持ノ為」森林を保安林として指定し、伐採を禁ずる法令を発している。だが、森林の伐採を禁ずる一方で、「荒廃荒地又ハ原野」については開拓農耕を認める、としている。

以上のような「政策処理事項」が具体的に軍事作戦の課題として『戦時日誌』に登場するようになるのは、1943年5月以降である。それ以前の時期は、政策事項が具体的に述べられておらず、各種の制度がただ列挙されているだけであった。このような転換の契機となったのは、おそらく海南海軍特務部が1942年11月に作成した『三省連絡会議決議事項抄録』（以下、『決議事項抄録』と略記）であろう。この抄録で特務部は16項目（渉外事項、

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（斉藤日出治）

財務、報道宣伝、労務、警察、教育文化、農業及移民、水産業、鉱工業、交通通信、阿片取締、物資及配給統制、貿易、金融・通貨、医療、土地）にわたって、海南島の開発と統治の課題に関する具体的な方針を提起した⁸⁾。三省とは、陸軍省、海軍省、外務省で、この三省が海南島の統治方針を明示した政策課題を採択し、海南警備府はこの統治方針を手がかりとして「Y作戦」の軍事戦略の最終課題を設定し、具体的な政策処理方針を掲げたものと思われる。『戦時日誌』に記載されている政策処理事項は、いずれも『決議事項抄録』のなかに盛り込まれている内容である。『戦時日誌』の「政策二関スル指導」の項目には、その冒頭に「海南海軍特務部ヲシテ・・実施セシメタル主要政策処理事項概ネ左ノ如シ」と書かれており、〈警備府がこれらの政策処理事項を特務部に実施させた〉という形をとっている。政策の実施担当が特務部にあるとしても、警備府が「Y作戦」という軍事作戦の一環としてこれらの政策を位置付けていることにまちがいはない。

三 戦争の延長としての政治

日本は国際法上海南島を植民地支配したわけではない。また対外的に海南島に対する領土の主権を主張したわけでもない。1939年2月に日本軍が海南島に侵攻したとき、当時の外務大臣有田八郎は、英米に対して、海南島の占領が「日中戦争解決を目的としたもので領土的野心はない」と明言していた。だが『戦時日誌』における「Y作戦」の中身を仔細に検討すると、そこには植民地の統治政策に匹敵する、あるいはそれ以上の綿密な政策処理事項が掲げられ、その実施のための法令まで発布されていたことがわかる⁹⁾。

われわれがさらに注目すべきことは、『戦時日誌』に記載された「政策処理事項」が「Y

8) 「三省連絡会議決議事項抄録」を紹介あるいは分析したものとしては、水野明 [2001] [2002]、佐藤正人 [2009]、斉藤日出治 [2009] がある。

なお、特務部はこのほかにも『海南島経済開発要綱』を作成しており、道路・河川・港湾など運輸網の整備、島内・島外の通信網の配備、各種の産業開発、鉱山資源開発、都市開発などについて5-10年先の長期の将来開発計画を練り上げていた。これについては、斉藤日出治 [2004] を参照されたい。『戦時日誌』における「政策処理事項」には、特務部のこのような長期計画の構想も反映されていたと思われる。

9) 太田弘毅 [1983] は、海南島の統治が表向きは傀儡の汪政権を立てているためにほかの南方統治のような「軍政」とは言えないが、事実上海軍が行政を行っており、実質的な「軍政」であったこと、しかも海南島の軍事占領の目的が鉄鉱石などの自然資源の獲得にあったため特務部機構を充実させた、と述べている。海南海軍特務部は、「政務局」「地政局」「経済局」「衛生局」を配備し、たんなる治安対策ではなく経済開発、住民の管理などの一般行政の任務を果たした。本論では、この実質的な軍政が軍事作戦の延長上に政治を位置付ける日本国家のアジア侵略の戦略を凝集して表現するものであり、事実上の植民地支配であったことを強調しておきたい。

作戦」という海軍警備府の軍事作戦の最終的な帰結として掲げられている、ということである。土地調査、日本語教育、鉱山開発、疫病対策といった広範な政策処理事項が、「Y作戦」の軍事戦略の最後に記載されていることは、軍事作戦がたんなる「敵」との交戦という軍事上の作戦に限定されるものではなく、作戦の遂行に必要な社会的・政治的・経済的な統治の整備をとともなうものであったことがわかる。つまり、「Y作戦」というのは、狭義の軍事活動を指すだけでなく、「大東亜戦争」遂行のための作戦から政策にいたるまでの総合的過程としてとらえられるべきものであると言えよう。日本軍は、海南島の占領を南方進出の中継基地として位置付け、戦争に必要な物資および資源の供給地とみなし、島内の「敵」の「討伐」作戦と島外の警備を強化しつつ、同時に島の住民の動員と治安の確保を図り、この目標に向かって作戦の遂行を図ったのである。一連の政策処理事項は「大東亜戦争」の完遂のために必要不可欠な方策であった。

島を統治する政策課題を軍事作戦の一環として位置づける日本軍の戦略は、戦争と政治の関係についてのクラウゼヴィッツ『戦争論』の命題を逆転するものである。クラウゼヴィッツは戦争を政治の延長に位置づけた。戦争は政治を遂行するためのもう一つの手段である、と。『戦争論』最終編の第8編「戦争計画」の第6章B「戦争は政治の道具である」で、クラウゼヴィッツは「戦争は政治的交渉の一部であり、従ってまたそれだけで独立に存在するものではない」（同訳316頁）と述べている。

だが中国の戦線を南に向かって拡大し、ついには英米との戦争に突入した日本軍は、もはや政治的交渉との一部としての戦争という枠組みを超えて、戦争そのものを自己目的化していく。政治のほうに戦争に包摂され、政治が戦争を遂行するための手段として位置付けられるようになる。海南島における統治政策は、「大東亜戦争」を遂行するために、資源・食料を確保し、労働力を確保し、戦争に向けて社会を総体として動員する手段と化す。『戦時日誌』から読み取れる日本軍の統治政策は、まさしく政治を戦争の延長に位置けている。そこでは、政治が戦争を遂行するための手段であり、軍事作戦の推進のための不可欠の要因として位置付けられているのである。

戦争のために情勢を把握・分析し、作戦指導をたて、戦備態勢を整備し、その軍事作戦の延長上に政策事項があって、軍事作戦を効果的に実施するための具体的な実施要領が策定される。戦争遂行のために、政策課題が提起され、したがって戦争は狭義の軍事作戦のみではなく、戦争を通して日本の支配権の確立と拡大を同時に確保する活動をふくむことになる。海南海軍特務部が策定した『決議事項抄録』で展開された総合的な統治政策、および「海南島開発計画要綱」に示される海南島の長期的な産業開発計画並びに都市計画は、「Y作戦」という軍事作戦の一環として位置付けられているのである。

海南島における住民虐殺と統治政策－「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

要するに、「対敵」軍事作戦と治安の確保と軍事基地建設に加えて、「国防資源の急需」に対応するために鉱山開発を推進し、土地・貨幣などの制度を整備し、治安を維持し、日本から移民を呼び寄せ、水利などのインフラの整備を進める。「敵」を殲滅するための攻撃、軍事施設の構築・強化と国防に必要な資源の確保、この軍事的目的遂行のために海南島の社会と自然のあらゆる要因を動員し、その目的に向けてこの島の社会と自然を組織する。そこには、住民に対する日本語教育、各種の技術教育、コレラ等の疫病対策、保安林の整備、灌漑用水路の建設といった自然環境整備などがふくまれる。これらの政策処理は、そのすべてが戦争を遂行し、資源・食料・労働力などの自然的・社会的生産力を略奪するための方策であった。

四 「Y 作戦」のゆきづまりと住民虐殺の公然化－抗日闘争の攻勢

だが日本軍はこれほど緻密な「政策処理事項」をうちだしながらも、海南島の完全な制圧を果たすことはできなかった。「一般情勢」と「敵の情勢」では、「Y 作戦」が功を奏して「敵」に打撃を与えたことが強調される一方で、「敵」の勢力が後退せずに増強されていることを認めざるをえなくなっている。

戦時日誌に記されている「敵勢力」の月ごとの数は次のごとくである。

年	月	「敵勢力」	通し番号
1942年	6月	10,554名	0717
	7月	10,085名	0894
	8月	10,983名	1352
	9月	10,032名	1596
	10月	14,834名	1888
1943年	5月	12,620名	0715
	6月	12,520名	1179
	8月	10,390名	1531
	9月	10,509名	1894
	10月	11,150名	0008
1944年	2月	14,250名	1104
	3月	15,190名	1104
	4月	15,970名	1507
	5月	15,643名	1846
	6月	16,330名	2123
	7月	17,645名	0008

1944年3月1日から3月31日を扱った『戦時日誌』(670)では、「共匪ハ近時一般ニ増加ノ趨勢ニアリ」「全島の共産党ノ組織拡大化ヲ図リツ、アリ」述べられると同時に、「在支米空軍ノ本島襲撃ノ熾烈化」(1102)が指摘される。この時期の「敵兵」は15190人に増加したという報告がなされている。

44年4月には、「在支敵空軍」が島を攻撃し、それと連動する形で島内の「各敵匪」の攻撃が活発になっていることが指摘される。

「島内敵情」では「島内各敵匪ハ三月以降漸次活発化シ在支米空軍ノ本島来襲ニ呼応シ其ノ抗戦意図愈々熾烈化シ」(1504)と記されている。

44年5.1-5.31の『戦時日誌』(672)では、「敵兵」がさらに15643人に増えたことが報告され、「敵匪ノ積極化」と「米軍ノ襲撃」が挙げられている。さらに米軍の襲撃は「民間開発会社ノ襲撃」にまでおよんでいることが指摘される。

「敵兵」はさらに、44年6月1日-30日には16330人、7月1日-31日には17645人へと増加したと記録されている。

このような根強い抗日闘争の継続に手を焼いた日本軍は、攻撃の目標をそれまで以上に民間の村落に向けるようになる。『戦時日誌』では、当初日本軍に対する島民の支持を得る為に村落に対する攻撃を控えるような指摘が見られた。42年6月には、「作戦指導」の項目で、「占領地ノ肅正強化」の課題として「帰順工作ノ実施宣伝宣撫民心ノ安定」(0724)を重視し、「民家の焼き討ちはしない」と記していた。

「本作戦ハ主トシテ占領地域ノ拡大及道路建設ヲ以テ敵ノ根拠地覆滅ヲ目的トセルモノナルヲ以テ一方一般住民ノ民心把握ニ意ヲ用ヒ作戦実施上支障無キ限り努メテ民家ノ焼打等ハ実施セザルコトトセリ」(1101)

ただし、〈紀州鉾山の真実を明らかにする会〉の調査が裏づけているように、日本軍は占領の当初から民家の焼き討ちと住民の虐殺を繰り返していた。『戦時日誌』の「民家の焼き打ちをしない」という一文は、すでに焼き打ちや村民虐殺が行われていたが、軍が住民から反感を買うのを恐れて、焼き打ちをやめるように指示したか、あるいはその事実を公式には否定するために書かれたもの、として読む必要があろう。

だがこの方針は戦況の悪化とともに変更を余儀なくされる。42年11月の「Y7作戦」になるともはやそのような余裕すら失い、「民家の焼き打ちをしない」という方針を撤回し、「共産部落を清掃する」と明言するようになる。42年10月18日付け「Y7作戦ニ関スル参謀長口述書」には、「共産部落ノ対策」のための方針として、イ「共産部落ハ之ヲ清掃ス」、ロ「敵匪ト通ゼシ者ハ嚴重処分ス」と記されている。「清掃ス」とは、村のすべての住民を殺害し、村の食料・家畜・作物を奪いつくすことを意味している。それは日本軍が民間

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

人の無差別殺害を公式の軍事方針として認定したことを示している。言いかえれば、日本軍はもはやこのような方針を前面に立てることなしには抗日闘争の勢いを止めることができない状態に陥ったと言えよう。

むすび

本論文の冒頭に述べた住民虐殺の実態から海南警備府の「Y 作戦」と統治政策を位置づけるとき、侵略先の地域で略奪と虐殺を遂行することによって戦争を継続するという日本軍の戦略が浮き彫りになる。日本軍は、軍事占領後の海南島で激しい抗日闘争と住民の抵抗に直面し、この動きを封じ込めようと非戦闘員である住民に攻撃を仕掛け、無差別殺戮をくりかえした。そして村の食糧・家畜を略奪した。殺戮と略奪は軍事作戦を逸脱した行為ではなく、正規の軍事作戦の一環となる。そのために、この両者は区別がつかなくなる。住民の無差別殺戮、女性に対する性暴力¹⁰⁾、食糧・資源・家畜の盗みが軍事作戦上に位置づけられる。そのために、作戦を遂行する兵士の意識から、無抵抗な住民の殺害、女性の強姦、盗みに対する罪の意識が消え去る¹¹⁾。

そして、このような軍事作戦と不可分一体のかたちで、広範囲にわたる政策処理がおこなわれ、島の住民を動員し労働力および軍事力として活用すると同時に、鉱物資源、海産物、農産物、畜産物を組織的に略奪するための方策が講じられる。二章3節で考察した諸

10) 海南島では司令部のある各地で「慰安所」が設けられ、島の漢族、黎族、苗族の女性、および中国大陸、朝鮮、台湾から連れてこられた女性が監禁され、性的な虐待を受けた。だがそれだけでなく、各地の村を襲撃した日本軍兵士によって若い女性が暴行され、虐待を受けた。それらの女性のうち8名が、2001年7月16日に日本政府を相手取って「名誉および尊厳の回復のための謝罪」「名誉および尊厳の回復がなされてこなかったことに対する損害賠償」を求めて、東京地方裁判所に提訴した（「海南島戦時性暴力被害訴訟」）。この裁判は最高裁まで上告されたが、「国家無答責」と「除斥」の法理により訴えは退けられた（最高裁判決は2010年3月4日）。この訴訟の経過及び内容については、金子美晴[2009]および支援団体「ハイナン・ネット」のホームページを参照されたい。

11) このような基本方針が兵士1人ひとりの意識に内面化される。兵士にとって戦闘と略奪の区別はつかなくなる。食糧・家畜の略奪、非戦闘員の殺害、女性に対する暴行は戦闘行為の一環としてとらえられるようになる。そのために、略奪や強姦の行為に対する罪悪感は消え去る。村民や女性は軍事作戦活動の対象であり、物のように感じられる。野田正彰[1998]が元日本兵から聞き取りをしているように、中国大陸に出兵した兵士のなかには、「アジアの解放」という錦の御旗と現地の住民から恐れられている自分たちの現実とのギャップに疑問を抱く者もいた。おそらく、海南島においてもおなじことが言える。だがこのような疑念を抱く兵士はごくわずかで、多くの兵士は略奪や性暴力を軍事作戦と一体化させていたと思われる。野田正彰が指摘するように、日本軍の兵士が自らの行為に対する罪悪感をとりもどすには、戦後の収容所における中国人との長期にわたる人間的な接触を必要とした。

種の政策処理事項は、軍事作戦の延長上に、つまり戦争の延長上に直接に位置づけられた政治であった。つまり、正規軍の戦闘を意味するだけでなく民間の非戦闘員の殺戮と略奪をふくみこんだ戦闘行為の延長上に位置づけられた政治であった。島を統治する政策のそれぞれの処理事項は、この戦闘行為と不可分一体のものとして、その延長上に実施されたのである。住民の無差別殺戮と資源動員のための統治政策が相互に補完しあいながら、生命の篡奪と資源の略奪が推進された。そして、日本はこのような軍事戦略を、「自給自足圏の構築」という名の下に正当化したのである。略奪を目的とする軍事占領が、あたかも正当防衛であるかのように思念され、遂行されたのである。

* 本論文は2010年度科学研究費補助金（基盤研究C）にもとづく研究「アジアの植民地支配と戦後日本の歴史認識」の研究成果であることを申し添えておく。

【資料】

『海南警備府戦時日誌』防衛図書館所蔵，1942年1月－1944年7月

海南海軍特務部『三省連絡会議決議事項抄録』1942年11月

『海南島開発計画要綱第2部』（8－15章）『海南海軍警備府引渡目録』第2復員局
残務処理部資料課，引渡目録28，防衛研究所図書館所蔵

【参考文献】

相澤淳 [1999]「太平洋上の「満州事変」？－日本海軍による海南島占領・統治」『防衛研究所紀要』第2巻第1号，防衛省防衛研究所

[2000]「海軍の海南島占領決定経緯」『海軍史研究』第5巻，総和社／海軍史研究会 編

太田弘毅 [1982]「海南島における海軍の産業開発」『政治経済史学』199号，政治経済史学会

[1983]「海軍の海南島統治について」『史滴』4，早稲田大学東洋史研究室

岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編 [2010]『中国侵略の証言者たち』岩波新書

海南島近現代史研究会編 [2008]『海南島近現代史研究』創刊号

[2008]『海南島近現代史研究会会報』1号

[2009]『海南島近現代史研究会会報』2号

金子美晴 [2009]「中国海南島における戦時性暴力被害と裁判及びその支援について」『季刊 戦争責任研究』第64号（夏季号）

紀州鉦山の真実を明らかにする会編 [2007] 写真集『日本の海南島侵略と抗日反日闘争』

クラウゼヴィッツ [1968]『戦争論』下，岩波書店

小池聖一 [1995]「海軍南方『民政』」（疋田康行編著『南方共栄圏』多賀出版，所収）

海南島における住民虐殺と統治政策―「Y 作戦」に見られる日本のアジア侵略の構図（齊藤日出治）

- 齊藤日出治 [1998] 「木本事件と紀州鉾山」『大阪産業大学論集』社会科学編, 108号
[2004] 「日本の海南島侵略（1939－45年） 軍事占領から空間の総体的領有へ」『大阪産業大学経済論集』第5巻, 第3号
[2009a] 「海南海軍特務部『海南島三省連絡会議決議事項抄録』ノート」『海南島近現代史研究会 会報』第2号
[2009b] 「日本政府を告発する海南島の遺骨と住民―「朝鮮村」と月塘村」『ピープルズ・プラン』
- 佐藤正人 [2008] 「証言, 記録, そして証言者と聞きとる者との関係」『海南島近現代史研究』創刊号
[2009] 「『海南島三省連絡会議決議事項抄録』について」『海南島近現代史研究会 会報』第2号
- 野田正彰 [1998] 『戦争と贖罪』岩波書店
- 藤原彰 [1999] 「海南島における日本海軍の「三光作戦」」『季刊 戦争責任研究』第24号（夏季号）
- 水野明 [2001] [2002] 「日本海軍の海南島占領支配 1939年－1945年」(1) (2), 『愛知学院大学教養部紀要』49巻2号, 3号

Hainandao Massacres and Governmental Policy by the Japanese Imperial Army

SAITO Hideharu

Summary

Japan occupied the island of Hainandao just before the Asia Pacific War. The Japanese army murdered many Hainandao inhabitants during this occupation. Nevertheless the facts of these massacres have been suppressed and neglected by Japanese government and people after the war.

We have been researching the facts of the massacres by the Japanese army through interviews with the survivors in Hainandao. As a result we found these massacres did not happen accidentally, but were purposely carried out in accompaniment with the military operations of the Japanese army. These massacres took place continually from February 1939 to August 1945.

I analyzed the Military Diary of the Japanese Navy in Hainandao. Recorded in this diary is not only military operations in the narrow sense, but also various government policies. For example, the mining of natural resources, management of land, control of prices, the education for the island inhabitants, and securing human resources.

The aim of the Japanese army was to continue its war effort by pillaging resources, food, and using forced labor, among other things. It tried to construct a sphere of self-sustenance by pillage of its occupied countries. Many government policies were necessary to construct this sphere of self-sustenance by pillage. It shows the particularity of Japanese imperialism in comparison with Occidental imperialist practices.